

大牟田市立病院看護学生奨学金貸付実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大牟田市立病院看護学生奨学金貸付規程（平成23年規程第38号。以下「規程」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護学生 規程第2条に規定する看護学生をいう。
- (2) 奨学金 規程第3条に規定する奨学金をいう。
- (3) 養成施設 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条に規定する文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成所をいう。

(貸付の金額及び人数)

第3条 奨学金の貸付金額は、月額6万円とする。

- 2 奨学金は、毎月末日に口座振込により貸し付けるものとする。
- 3 奨学金の対象人数は、原則として、総数で10人程度とする。

(貸付の期間)

第4条 奨学金の貸付の期間は、貸付を決定した日の属する月の翌月から在学している養成施設を卒業する月までとする。

- 2 貸付の期間は、正規の修学期間（留年や休学等を除く）を限度とする。

(貸付申請に係る提出書類)

第5条 奨学金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 看護学生奨学金貸付申請書（様式第1号）
- (2) 申請者が在学する養成施設の在学証明書
- (3) 住民票の写し
- (4) 履歴書（様式第2号）
- (5) 成績に関する証明書

(仮決定)

第6条 理事長は、奨学金の貸付の申請があったときは、前条の規定により提出された書類に基づき理事長が別に定める者に当該貸付の適否を審査させ、又は申請者との面接をさせ、奨学金の貸付の仮決定を行うものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により奨学金の貸付の適否を仮決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとし、奨学金の貸付をしないこととしたときは、その旨を奨学金貸付不承認決定通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

第7条 前条第2項の規定により奨学金の貸付の仮決定の通知を受けた者は、速やかに2人の連帯保証人を立て、次の各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。この場合において、連帯保証人の一人は、当該仮決定の通知を受けた者とは別の独立の生計を営み、奨学金の返還及び延滞金の支払に関し責任を負うことができる資力を有する者でなければならない。

- (1) 誓約書（様式第4号）

- (2) 連帯保証人の所得証明書
- (3) 連帯保証人の印鑑証明書
- (4) 奨学金交付申請書（様式第5号）
- (5) 奨学金振込口座指定書（様式第6号）

（貸付の決定）

第8条 理事長は、前条各号に掲げる書類を受けたときは、その内容を審査の上、貸付の適否を決定し、その旨を奨学金貸付決定通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

（年度の更新）

第9条 奨学金の貸付を受けている者（以下「借受者」という。）は、毎年4月に、在学証明書を添付の上、奨学金交付申請書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

（借用証書）

第10条 借受者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、貸付を受けた奨学金の全額について、速やかに借用証書（様式第9号）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 貸付の期間が満了した場合
- (2) 規程第6条第2項の規定により奨学金の貸付を停止した場合

（返還の免除）

第11条 借受者が規程第7条又は第8条に規定する要件に該当して奨学金の返還の免除を希望するときは、奨学金返還免除申請書（様式第10号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請があったときは、奨学金の返還免除の適否を決定し、その旨を奨学金返還免除決定通知書（様式第11号）又は奨学金返還免除不承認決定通知書（様式第12号）により当該借受者に通知するものとする。

（返還の義務）

第12条 理事長は、借受者が規程第9条第1項に規定する要件に該当するに至った場合は、奨学金の返還期日を定め、奨学金返還期日通知書（様式第13号）により当該借受者に通知するものとする。

（返還の猶予）

第13条 借受者が規程第10条に規定する要件に該当して奨学金の返還の猶予を希望するときは、奨学金返還猶予申請書（様式第14号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請があったときは、奨学金の返還猶予の適否を決定し、その旨を奨学金返還猶予決定通知書（様式第15号）又は奨学金返還猶予不承認決定通知書（様式第16号）により当該借受者に通知するものとする。

（届出）

第14条 借受者又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所等に変更があった場合
- (2) 連帯保証人に変更があった場合
- (3) 振込口座に変更があった場合

2 前項の規定による届出は、それぞれ次の各号に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 氏名(住所等)変更届(様式第17号)
- (2) 奨学金保証人変更届(様式第18号)
- (3) 奨学金振込口座指定書(様式第6号)

第15条 借受者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、奨学金届出書(様式第19号)にその該当する事実を証する書類を添えて、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 養成施設を退学し、休学し、復学し、又は停学の処分を受けた場合
- (2) 養成施設において正規に進級ができなかった場合
- (3) 奨学金の貸付を受けることを辞退する場合
- (4) 養成施設における修学に堪えない程度の心身の故障を生じた場合
- (5) その他、届出を行うべき事項が発生した場合
(情報提供の義務)

第16条 法人は、連帯保証人から借受者の履行状況等に関する情報請求があったときは、次の情報を提供しなければならない。

- (1) 不履行の有無
- (2) 返還免除となる勤務期間
- (3) 債務残額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めるもの
(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、奨学金の貸付の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。